

VI
177
6-3
185-

国立大学名誉教授授与標準 (申合せ案)

天野 430

一、学校教育法(昭和二十三年法律第二十六号以下法)の第六八條の三の規定により各国立大学において名誉教授の称号を授与する場合は、この標準による。

二、勤務年数の標準は、次の通りとする。

1. 法第六八條の三に定める勤務年数の標準は、学長、教授、助教授又は講師として二十年以上、そのうち教授として少くとも十年以上勤務とする。

2. 非常勤の講師又は助手としての勤務年数は、その1/2を前号前段の勤務年数に通算することができること。

3. 法第六八條の三の規定により旧制の諸学校の校長(学長)又は教員としての勤務を考慮する場合は、大学にあつては学長、教授、助教授、講師、非常勤の講師又は助手としての勤務年数をそれぞれ前各号の相当職の勤務年数に、その他学校にあつては、校長又は教授としての勤務年数の2/3を第一号前段の勤務年数に通算すること。

4. 学長又は学部長の職にあつたことのある者もしくは助教授又は講師として三十年以上勤務した者は、教授としての勤務年数が十年未満の場合でも当該大学の評議会、教授会)の決議により名誉教授の称号を授与できること。

三、名誉教授の称号授与は、当該学部(教授会)の申し出に基づいて(当該大学管理機関)の選考を経て当該大学が発令すること。

(様式案別紙)

四、名誉教授選考基準、授与手続等については、法及びこの申し合せの範囲内で当該大学が規定を定めて実施すること。

第一案

(番号)

氏名

生年月日

上記の者に対し、学校教育法第六八條の二の規定により、名誉教授の称号を授与する。

年 月 日

大 学 (校印)

第二案

(番号)

氏名

生 年 月 日



上記の者は、年 月 日から 年 月 日まで本学で勤務し、本学に対し教育上及び学術上の功績多大であると認められる。よつて学校教育法第六八條の二及び本学(名誉教授授与規程)により〇〇大名誉教授の称号を授与する。

年 月 日

〇 〇 大 学 (校印)